

勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十三日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件の措置の要求に関する規則（規則九 一）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第二項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第五条第二項中「記名押印に」を「記名に」に、「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改め、同条第三項中「記載し、当該共同要求者全員が押印した」を「記載した」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。